日本旅行健康保険組合体育奨励事業補助金支給規程

(目 的)

- 第 1 条 日本旅行健康保険組合(以下「組合」という。)被保険者及び被扶養者を対象とした、健康の保持・増進を目的として行なう体育奨励の行事に対して、その費用の一部を補助することを目的とする。
- 2. 補助金の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

(事業の範囲)

- 第 2 条 被保険者を対象として実施する体育奨励関係の行事で「健康保険組合事業運営基準」(昭和35年11月7日保発第70号)により指示された事業に合致する行事とする。
- 2. 補助対象事業は別表に定めたものとする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、行事の種別ならびに補助を受けるものごとに、その1 人当り費用について、別表に定める額を限度として実費補助を行なう。

(事前届出)

第 4 条 20名以上の被保険者の参加が見込まれる行事の実施にあたっては、 事業所の実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、必ず「体育奨励事 業実施計画書」(様式第1号)に所要事項を記入し、実施予定日の7日前ま でに組合に提出しなければならない。

(変更・中止等)

第 5 条 実施計画書を提出後、天候その他やむを得ない事由により、実施内容・参加人数・実施月日変更または中止する場合は、直ちにその旨を文書をもって組合に通知しなければならない。

(請求手続)

- 第 6 条 補助金を請求しようとする者または実施責任者は、行事実施後、原 則として1カ月以内に次の申請書類を組合に提出しなければならない。
 - (1) 「体育奨励事業実施報告・補助金交付申請書」(様式第2号)
 - (2) 所要経費の証拠書類 (領収書等)
 - (3) 費用明細書(費用内訳記入の請求書でも可)
 - (4) 参加者名簿(様式第3号)

(補助金の不支給)

- 第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付は行なわない。
 - (1) 補助金の申請について、不正・不当なものがあるとき。
 - (2) 遊園地等で規程第1条の目的以外の施設の利用が主となっているも
 - 2. 交付後に判明したときは、交付した補助金相当額を返還させることができる。

(申請期限)

第 8 条 「体育奨励事業実施報告・補助金交付申請書」の提出は、当該年度 の最終月については、3月20日までとする。

(その他)

第 9 条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会で定める。

付 則

- 1. この規程は、昭和57年11月1日から施行する。
- 2. 平成元年4月1日 一部改正(第3条、第4条、第6条、第7条、第8条)
 - ・支給範囲の家族への拡大
 - ・手続きの簡素化 様式第1~3号の改正
- 3. 平成2年4月1日 一部改正 (第7条、第3条別表3,4)
 - ・補助金の増額
 - ・ 様式第2号の改正
- 4. 平成4年4月1日 一部改正 (第3条別表3、第4条、第6条)
 - ・ 補助金算出方の変更
 - ・ 様式第1号、第2号の改正
- 5. 平成5年4月1日 一部改正 (第3条別表3、4、第6条)
 - ・補助金の増額 ・申請書類の追加(費用明細書)
 - ・様式第2号の改正
- 6. 平成16年10月1日 一部改正(第1条、第3条、第6条、別表3)
 - ・ 補助金割合の変更
 - ・ 参加者名簿の全員提出
 - ・ 別表・補助対象より、宿泊費、食事代、飲料代を廃止
 - ・ 様式第3号の改正
- 7. 平成26年4月1日 一部改正(第3条、別表3)
 - ・1人当り総費用の2分の1以内の縛りの削除

1. 補助対象とする体育奨励事業の範囲

被保険者の多数が参加できる次に掲げるスポーツおよびレクリェーションで あって、事業所単位または家族・グループ単位で実施するもの。

なお、ゴルフ関連行事を補助対象とすることは、現段階ではなお時期尚早と のことでありますので除外します。

- (1) ソフトボール、軟式野球、テニス、卓球、バトミントン、バレーボール、 登山、水泳、スキー、スケート、およびその他体力増進に役立つスポーツ
- (2) オリエンテーリング、フィールドアスレチック、ボウリング、ハイキング、サイクリング、体力テスト、キヤンプ、魚つり、海水浴およびその他体力増進に役立つレクリェーション

2. 補助対象とする経費の範囲

次に例示する経費であって、領収書(原則として原本)が添えられるもの。

- (1) 施設利用料
 - ア. 競技場、体育館、運動場、プール等の使用料。
 - イ. 海の家、山の家、バンガロー等の使用料、休憩料。
 - ウ. レーンの予約料、使用料等。リフトの利用料。
- (2) 器具、用具等使用料
 - ア. 運動器具、貸靴、貸スキー、貸スケート、貸自転車、貸テント等の使 用料
 - イ.貸つり舟、貸ボート等の代金
- (3) 一般公募される各種スポーツ大会への参加料。

3. 補助金の額

(1) 被保険者1人当たりの補助金の額は、第1項の各号に掲げるスポーツおよびレクリェーション1回ごとに、所要経費を参加被保険者数で除して得た額とし、3,000円を限度とする。

また、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- (2) ただし、被保険者および被扶養者以外の第3者の人数が、総参加人員の2割を超える行事で、被保険者数単位(被扶養者が参加の場合は、 その家族単位)の費用明細が不明の場合は、所要経費を総参加人員で除することとする。
- (3) また、小児の多い行事や特殊な行事等で、1人当たり負担額の妥当 な算出方が困難な場合は、組合において支給額を決定する。

4. 補助限度額

被保険者1人当たりの補助金は、被扶養者分を含め、1年度3,000円を 限度とする。

したがって、同一人が年間2回以上第1項各号に掲げるスポーツおよびレク リェーションに参加することはさしつかえないが、その被保険者に対する補助 額は、合算して3,000円を超えてはならないこと。 様式第3号

体育奨励事業 参加者名簿

補助対象者名 は全員記入

(※当日の不参加者は抹消して下さい)(被扶養者分は氏名及び番号欄へ家族と記入)

氏 名	さい)(被伏養有力は以名及い音 氏 名	氏 名
記号一番号	記号一番号	記号一番号
1.	1 1.	2 1.
_	_	_
2.	1 2.	22.
_	_	_
3.	13.	23.
_	_	_
4.	1 4.	2 4.
_		
5.	15.	25.
_	_	_
C	1.0	0.0
6.	1 6.	26.
_	-	-
7.	17.	27.
_	-	_
8.	18.	28.
9.	1 9.	29.
_		
1 0.	20.	3 0 .
_		_

注:記号・	番号は健康	医保険被保	険者証	の記号・番号を記入してください。
平成	年	月	日	実施の
に 上記の	のとおり	夕	. 参加	n し キ し た